

子育て世帯の生活を応援するために
支援金を支給します！

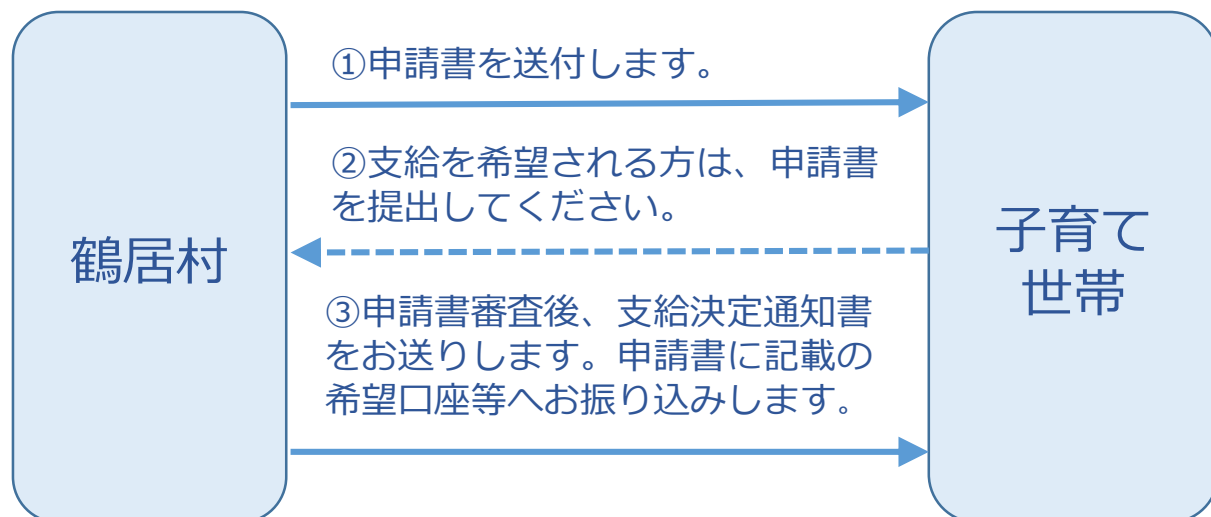


鶴居村子育て世帯応援臨時支援金

鶴居村では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を応援するために、中学生までの児童がいる家庭に支援金を支給します。

- ・対象児童1人につき、2万円です。
- ・対象児童は平成17年4月2日以降に生まれた方

支援金の支給については、申請書の提出が必要となります。
申請から支給までの流れは以下のとおりとなります。



Q & A

Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和2年4月1日において、満15歳に満たない児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）で、6月1日時点で住民基本台帳に記録されている児童。



Q. いつ頃振り込まれますか？

A. 申請書を提出いただいた後、2週間から3週間程度で指定口座へお振込みいたします。振込日につきましては、支給決定通知書をお送りいたしますので、そちらでご確認をお願いいたします。

Q. 引っ越した場合には、支援金の振込はどうなりますか？

A. 「鶴居村子育て世帯応援臨時支援金」は、基準日（令和2年6月1日）時点で鶴居村に居住されている方へ支給されますので、基準日以降転出された方は、該当になりますが、基準日以前に転出された方は該当になりません。

Q. 子どもの住所を村外にしていますが、その場合支給対象とはならないのでしょうか？

A. 対象児童の住民票が村外となっている場合についても、保護者が村内に居住しており、対象児童が一度でも鶴居村に居住したことがあれば対象となります。

お問い合わせは



鶴居村役場 保健福祉課福祉係

電話：0154（64）2116